

八幡町自治公民館要望について（回答）

- 提出者：八幡町自治公民館
- 受付日：令和2年5月18日
- 回答日：令和2年6月19日

■子どもたちが遊園地で遊んでいる時の音量測定及び音量の許容範囲の条例での明記について

【回答：環境課 Tel 22-8168】

子どもたちが遊園地で遊んでいる際の音量については、騒音計を使用して測定することが可能です。ご都合のいい日時をご連絡ください。

そして、騒音の許容範囲の条例への明確化についてですが、工場・事業場等への音の大きさに対する基準は法律にて規定されていますが、子どもたちが遊びを通じて生じる音については法律上制約すべき音という判断がなされておりませんので、許容範囲を設けることはできないという状況でございます。

以上のことにより、子どもたちの声について許容範囲を条例等に明記する予定はございませんのでご理解いただきますようお願いいたします。

■放課後児童クラブに行き保護者と共に帰宅できる子ども以外の子どもへの路線バスの乗車券の支給について

【回答：教育総務課 Tel 22-8165】

学校から直接帰る場合、不審者対応のこともありますので、下校時は、可能な限り子ども達がかたまつて帰宅するように、市内の学校では児童に指導をしています。

また、学校・地域等が中心になり、安全ボランティアの協力を地域の方々に幅広く呼びかけ、下校時の見守りも、市内の学校では多く支援をしていただいております。

学校から帰宅する時のバス通学補助につきましては、4km以上の通学者に援助を行うようにしています。

そのため、バス通学補助につきましては、市内の他校の調整も必要なことから無理が生じます。

児童の通学に不安があるようですので、学校にご相談の上、安全ボランティア等の協力依頼を地域・保護者にさせていただくなど工夫していただきますようお願いいたします。

現状の対応につきまして、ご理解・ご協力をお願いします。

■八幡町児童遊園地を安心して利用できるようにすることについて

【回答：管理計画課 Tel 22-8131】

公園は、自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーションの場です。お互いがマナーを守って楽しく利用していただけたらと思います。

多くの方が安心して心地よく公園を楽しめるよう取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。